

令 2 教 職 第 2 4 号
令和 2 年 (2020 年) 4 月 3 日

各 県 立 学 校 長 様
下 関 商 業 高 等 学 校 長

山 口 県 教 育 庁 教 職 員 課 長

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが 著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて

このことについて、別添写しのとおり人事委員会から通知（令和 2 年 3 月 3 日付け平 3 1 人 委 第 3 3 3 号）がありました。

については、当面、特別休暇（災害時出勤困難）の取扱いを下記のとおりとします。教職員への周知等をお願いします。また、会計年度任用職員についても同様の取扱いとします。

なお、令和 2 年 3 月 3 日付け平 3 1 教 職 第 8 1 1 号及び令和 2 年 3 月 6 日付け平 3 1 教 職 第 8 2 2 号は廃止します。

記

次の 1 から 4 の場合に該当するときは、特別休暇（災害時出勤困難）の対象とする。

- 1 検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 34 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を検疫法第 34 条の感染症の種類として指定する等の政令（令和 2 年政令第 28 号）第 3 条によって準用される検疫法第 16 条第 2 項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 3 条によって準用される感染症法第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、職員又はその親族（※1）が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- 3 職員又はその親族（※1）に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- 4 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情（※2）により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

※1 「その親族」の範囲については特に制限はないが、所属長が休暇を承認する際は、職員から取得理由を詳細に聴き、承認してよいか個別具体的に判断すること

※2 「その他の事情」とは、保育園や幼稚園の臨時休園などを想定